

## 4 財産に関する調書

財産の平成31年 4月から令和 2年 3月までの増減及び平成31年・令和 2年 3月末現在の状況は、次表のとおりである。

財 産 増 減 状 況

区 分		単位	平成31年 3月末 現 在 高	増 減 高 (平成31年 4月から 令和 2年 3月)	令和 2年 3月末 現 在 高
公 有 財 産	土 地	m <sup>2</sup>	35,126,688.49	46,914.03	35,173,602.52
	建 物	m <sup>2</sup>	10,144,839.82	8,160.57	10,153,000.39
	山 林 (立木の推定蓄積量)	m <sup>3</sup>	1,570.00	0	1,570.00
	動 浮 棧 橋	個	1	0	1
	産 航 空 機	機	2	0	2
	物 地 上 権 等	m <sup>2</sup>	117,077.30	0	117,077.30
	権 温 泉 権	件	1	0	1
	無 体 財 産 権	件	110	△ 7	103
	有 価 証 券	千円	14,347,040	△ 4,181	14,342,858
	出資による権利 財産の信託の受益権	千円 件	237,302,536 1	△ 1,553,610 0	235,748,926 1
物 品		点	7,315	△ 77	7,238
債 権		千円	110,465,515	△ 9,110,789	101,354,725
基 金	土 地	m <sup>2</sup>	7,253.23	△ 5,883.86	1,369.37
	動 産	点	77	4	81
	現 金 等	千円	245,356,795	17,046,194	262,402,990

(注 1) 土地については、道路、橋りょう及び河川を含まない。

(注 2) 物品については、重要な物品（自動車及びこれ以外の物品で取得価格が 100万円以上のもの）に限っている。

財産の増減の主な理由は、次のとおりである。

#### 公有財産

土地の増加は、「公園用地の取得」によるものである。

建物の増加は、「公営住宅の新築」によるものである。

無体財産権の減少は、「工業研究所における特許権の放棄」によるものである。

有価証券の減少は、「健康福祉局における保有有価証券の売却」によるものである。

出資による権利の減少は、「名古屋国際芸術文化交流財団の解散」によるものである。

#### 物 品

物品の減少は、事務用機器及び医療機器が減少したことによるものである。

#### 債 権

債権の減少は、「名古屋高速道路公社からの貸付金の返還」によるものである。

#### 基 金

土地の減少は、土地基金の保有する土地が減少したものである。

動産の増加は、美術品等取得基金の保有する動産が増加したものである。

現金等の増減の主なものは、次のとおりである。

公債償還基金	147億 1,647万円の増
財政調整基金	40億 9,014万円の減